

令和3年度 関川村 指名停止措置状況

令和3年8月16日現在

指名停止業者名	住所	指名停止期間	措置要件 指名停止措置要綱該当条項	指名停止の理由
有限会社高橋建材	関川村大字土沢789-4	令和3年8月16日～ 令和3年9月15日	不正又は不誠実な行為 第2条第1項（別表第2、11号）	有限会社高橋建材及び同社の代表取締役が、令和2年8月31日、村上区検察庁から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反の罪で起訴されたことが、関川村競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第2条第1項（別表第2、11号）に該当するため。